

平成 19 年度第 2 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 19 年 10 月 30 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 00

場 所 県庁 第二別館 5 階 第 3 会議室

出席委員 15 名 (敬称略)

会 長 田 中 チカ子 (財) えひめ女性財団理事長
副会長 下 田 正 聖カタリナ大学教授 (社会福祉学部長)
委 員 岡 平 知 子 NPO 法人 今治 N P O サポートセンター理事
" 小山田 敬 子 前えひめ消費生活センター友の会会長
" 加 藤 忠 愛媛県医師会事務局長
" 亀 井 保 樹 N H K 松山放送局放送部長
" 佐 伯 三麻子 松山東雲女子大学教授
" 谷 茂 男 愛媛新聞社編集局長
" 中 田 サダ子 (社) 愛媛県建設業協会女性部会長
" 早 水 恵 子 愛媛労働局雇用均等室長
" 松 浦 愛 子 農業指導士・西予市農業委員
" 松 尾 多美子 愛媛県小中学校長会常務理事
" 宮 崎 佐恵子 愛媛県漁協女性部連合会会長
" 山 田 由 美 愛媛県 P T A 連合会副会長
" 四 田 明 美 公募委員 (団体職員)

1 開 会

事務局 ただいまから平成 19 年度第 2 回男女共同参画会議を開会いたします。

2 会長あいさつ

事務局 初めに、田中会長からごあいさつをお願いいたします。

田中会長 皆様お忙しい中、お運びいただきましてありがとうございます。

第 1 回会議で皆様を選んでいただいた 5 つの事業につきまして、本日は時間を割きましてヒアリングをしていきたいと思っております。どうぞ専門の立場から、それぞれの視点がありだろろうと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

この会議は、計画や条例の策定に関わる年度は特に大変ですけれども、それ以外の年度は、こうして男女共同参画に関する事業の進捗状況を聞かせていただき、また、会議の意

見を各施策に活かしていただくという活動をしております。

今日はお忙しい中、事業担当課からも既に何人か来てくださっております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、事業が5つございますので、1事業あたり約20分を目処に進めていきたいと思えます。事務局からのご説明が10分、残り7分ないし10分ぐらいで、皆様からのご質問やご提言をいただいたりして進めていきたいと思っておりますので、この点につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

事務局 それでは、議事に入ります前にお時間をいただきまして、確認等をさせていただきます。

まず、本日の出席者ですが、6名の委員さんから日程が整わずご欠席のご連絡をいただいておりますので、本日は15名の委員さんによりましてご審議をいただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

まず、資料1は、自主防災組織活動等促進事業。

資料2は、漁村女性活動支援事業。

資料3は、女性が支える企業と地域子育て支援推進事業。

資料4は、生涯を通じた女性の健康支援事業。

資料5は、男女共同参画関連事業（労政雇用課）関連分。

資料6は、県審議会等への女性委員の登用状況について。

それから、机上に、えひめ男女共同参画フェスティバルのチラシとえひめ男女共同参画通信をお配りしております。以上ですが、資料の不足等ございませんでしょうか。

なお、発言等はマイクを通してお願いいたします。

それでは、田中会長さんよろしく願いいたします。

田中会長 そうしましたら、次第に従いまして進めてまいりたいと思えます。事前に資料に目を通してくださったと思いますが、予算額でも去年と比較しますと、非常に厳しい財政状況を背景に、男女共同参画関係だけではなく、総じて本当にすごい減らされ方と申しますか縮小がなされております。その中で、各種事業を展開して下さっているわけですけれども。

それでは、まず、自主防災組織活動等促進事業につきまして、ご説明をお願いします。

危機管理課 では、自主防災組織活動等促進事業についてご説明させていただきます。私、県民環境部防災局危機管理課防災企画係で一般防災対策を担当しております。よろしく願いいたします。

まず、資料1です。1ページで自主防災組織について説明しておりますが、その前に、私どもが進めております防災対策及び災害対策の基本的な考え方であり、自助・共助・公助という3つの考え方についてご説明いたします。自助というのは、県民もしくは事業者自らが取り組む防災対策。共助というのは、地域の住民が相互に助け合い支え合っ

避難などを行っていくこと。そして、公助というのが、私ども県をはじめ市町、自衛隊、消防など防災関係機関の公的機関による働きであります。この3つの自助・共助・公助が連携して地域防災力を上げるということを念頭に置きまして各種施策を展開しております。

さて、自主防災組織の話に戻ります。実は、阪神淡路大震災では、公助によって助けられた方がほとんどおらず、多くの方が地域の住民同士、もしくは家族によって助けられたという事実が判明しております。

このことから、大規模災害になればなるほど、まず発災直後、災害が発生した直後においては地域住民が助け合うことによって一人でも多くの尊い生命が助かるだろうという考えから、地域の住民が助け合う、いわゆる共助の部分で自主防災組織の必要性が求められております。自主防災組織自体の考え方につきましては、固定的な考え方はございませんが、1ページの下にございます災害対策基本法の中では、ちょっと硬い表現ですが、市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織、とっております、これをいわゆる自主防災組織と呼んでおります。平たく言いますと、自主防災組織とは、災害が発生したときに被害を最小限に防止し、または軽減するために地域住民が必要な防災用資機財等を利用して初期消火、避難誘導、救助などの活動を行うために組織するもの、というふうに考えております。特に最近多いのが、いわゆる自治会の活動の一環として、皆さんで防災に取り組んでいただくことが必要であろうということで、防災に特化した活動を行うときに、いわゆる自主防災組織という名の下に活動している組織も数多くございますので、恐らくここにご出席の方々も入っておられるのではないかと思います。

県内の状況や県の考え方につきましては、3ページをご覧ください。3ページに、年度と達成イメージという表が2つございます。実は本県の状況として、平成16年4月1日現在の自主防災組織率、自主防災組織に入っている世帯数を全世帯数で割って求めた割合が26.2%と大変低い状態で行ってまいりました。そこで、まずは組織をつくっていくことを優先していこうということで、16年度から18年度までの3カ年間で、新たな自主防災組織を結成する組織に対して資機材の整備などの補助を行って誘導しております。その結果、資料では今年72.5%とありますが、平成19年10月1日の直近のとりまとめでは73.6%まで向上してきております。ここまでくると自主防災組織結成についてのノウハウというのは住民の方、もしくは市町村消防などにおいて習得できたという認識がございますことから、県としては19年度からはその中身の充実に焦点を置いております。これは、各自治体の自主防災組織が形骸化してしまうなど、災害に則した活動ができないということもございまして、組織活動の中身の充実ということで19年度から新たな展開をしております。その事業が今回ご説明させていただきます自主防災組織活動等促進事業でございまして、内容につきましては、4ページに概要がございますが、大きく4つございます。このタイトル

に自主防災組織等という、「等」という文字がついておりますが、実は、共助だけではだめだろうということで、自助を加えた結果、「等」という文字が加わっております。

まず、(1)の自主防災組織リーダー育成研修です。これは、自治会の方とかがそのまま自主防災組織になったとしても、何に取り組んだらいいのか、もしくは災害時にリーダーとして何をすればいいかという知識や判断すべきことがわからない方が多くいらっやいまして、私どもも住民の方からノウハウが知りたい、学びたいなどの意見を直接いただいております。それらを踏まえまして、今年度、県下5つの地方局において、11月第3週から全2日間にわたる研修をスタートすることにしておりまして、現在その準備をしているところです。

主な研修内容といたしましては、気象災害等については地方気象台にお願いしております。自主防災組織活動については愛媛大学において防災情報研究センターを昨年度立ち上げておられますので、そちらとも連携しながら実施するように考えております。また、救急救護・救出・応急手当につきましては、開催地の地元消防に協力をお願いしております。さらに、災害時要援護者対策ということで、日本赤十字社愛媛県支部のほうが、避難所の運営、高齢者の救助などの対応につきまして力を入れておられますのでご協力をいただくようお願いしております。また、実際に災害を想定したクイズも交えながら、図上演習ということで実際に皆さんに考えていただく時間も取っております。さらに、自衛隊の災害派遣でございますが、これは住民の方から見ると直接関係ないというイメージがあるんですけども、実際に自衛隊の方が現場に行ったときによく言われるのは、被災地での生の情報というのは、やっぱり住民の方から直接聞くというのが大事だということとして、例えば倒壊家屋が10軒ございますと、そのうちのどこに誰が住んでいるのか、また避難しているのか、していないのか、という情報は市町や県の担当、消防ではなかなか把握し切れないところがございますので、その辺を、救助というのではなくて、におばあさんがいて2階に寝ているという情報とか、避難所には来てないらしいという情報がいただければ、救助の力が集中して投入できます。そういう意味で、自主防災組織の方にも、自衛隊は直接関係ないなっていうイメージではなくて、実はご自分たちが持っている情報を提供することによって命が助かることも多いんだよということを知っていただきたいということで、この自衛隊の災害派遣活動の紹介も入れております。

次に、(2)自主防災組織育成モデル事業でございますが、これは特に避難に焦点を置きまして、災害の累計ごとに風水害、土砂災害、津波、孤立地区、災害時要援護者といった5つのモデルに合わせた取り組みを行う自主防災組織に対する支援を考えております。

(3)の自主防災組織活動成果発表会につきましては、(2)のモデル事業の成果も含めまして、自主防災組織の方々の有効な活動事例とか、他の組織のモデルになるような活動事例がたくさんありますが、それらの情報が共有化されておりませんので、ぜひ、地方局単位で自主防災組織の方が一堂に会しての勉強会も兼ねた形で、各地域の取り組みを勉

強する機会を設けたいということで考えております。

最後の(4)『自助』促進車座ミーティングは、自主防災とは少し離れますが、平成18年12月19日に愛媛県防災対策基本条例が県議会の議員提案で制定されました。その条例の中で、特に自助の必要性というのが謳われております。しかしながら、先般の新潟県中越沖地震でも見られますように、家具の転倒防止と、家屋の倒壊を防ぐのための耐震化、特にこの2点に注意すれば本来大きな被害は受けないはずなのですが、平成16年10月の新潟県中越地震でそういう被害を被ったにも拘わらず、多くの新潟県民が自助の取り組みをしなかったために、平成19年7月に再度同じ被害を被っております。ということで、愛媛県に目を転じたときに、私どもがとったアンケート調査では、例えば家具の転倒防止対策をとりますと、ほとんどの方、半分以上の方が対策を講じていないという結果が出ております。私ども防災局の危機管理監が地方へ講演に行きまして、そういう事例を挙げて必要性をお話すると「あっ、そうですね」と皆さん納得してくださるんですが、恐らくその後も対策を講じていないだろうと思われまます。では、そのままどうなるかと言いますと、県が被害想定をしております、南海地震ですと死者約3,000名、重軽傷者が約4万7,000名という甚大な被害になると想定しております。この被害の多くが自助によることで防げることが可能であるにも拘わらず、対策を講じていないと。建物の耐震化とかいうのはお金の問題なんですけれども、家具の転倒防止だとお金ではなくて、もうやる気かどうかという問題になりますので、そこを1つの例として、そういうことや地域課題を踏まえて自助の対策を促進していくための話し合いの場を持つものでございます。以上が概要です。

加えて、男女共同参画の観点から申しますと、災害対策の基本的な考え方は、性別による固定的な役割分担ではなく、男女がともに支え合っの災害に強い地域社会づくりが基本ですけれども、これまでの地震災害では、残念なことに女性にとって不利といいますが、不便といいますが、いろんな問題が生じておりました。例えば、トイレにしても使うと音が出るからとかいう理由でトイレに行く回数を減らした結果、水分不足で病気が悪化するとか、膀胱炎になるなど。もしくは、避難所の責任者に女性が少なく女性の声あまり反映されないの、女性の意見としてこういう配慮をしてほしいということが行き届かない。また、災害復旧が始まると、夫のほうの仕事に行ってしまう、被災地には女性と子どもだけが残るために復興対策が人手不足になる。あるいは労働の面からも、被災労働者のホットライン相談の状況を見ても、阪神淡路大震災の際は相談者の約7割は女性であったと。これは、アルバイトの雇用の関係で、多分女性の解雇が多かったのではないかと考えられております。さらに災害でのストレスからDVが増加したとか、また、私ども行政の問題でもありますが、市町などの相談窓口でも、やはり、それぞれのところに女性への配慮が少なく、実は相談したい部分に行き届かないというようなさまざまな問題が出ております。これらについては、私ども防災対策担当をはじめ全庁で取り組まなければなりま

せんで、それぞれの課でもそういう男女双方の視点、特に女性への配慮というのが必要であります。また、自主防災組織活動の企画運営、例えば避難所の運営でも注意すべき点があるということ、やはりまずは市町の担当者がしっかり認識したうえで、地域住民の方にも理解していただきながら防災対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

では、私のほうから1つ。2ページの一番初め、自主防災組織活動等促進事業の目的の部分でございますけれども、最初の2行ですね。ここは、数字と文脈からどのような意味になるのかなと思ったんですけど、ちょっと説明してくださいませ。

危機管理課 補足させていただきます。これは、県内の自主防災結成率は、全国の組織率をもう超えましたので、今後、県としては組織の結成に重点を置くのではなく、活動の中身の充実にシフトしていくということを考えております。つまり、まず全国の自主防災組織率をまず達成しこのまま推移すれば、一つの目標である8割ぐらいまでは達成できる。そうすると次は、このままでは結成された組織の形骸化が心配されることから、今後は活動の中身の充実に力を入れていきたいという趣旨です。昨年度の時点では、この前段の部分でまだ全国平均には足りていない状況がありましたので、それが残った書き振りになっております。

田中会長 この文章に去年までの状況が残っているんですね。

危機管理課 はい。

田中会長 はい、そうしましたら、今のご説明でご趣旨はよくわかりました。あとは表現の問題だと思います。

それでは、佐伯委員さんどうぞ。

佐伯委員 細かいことですが、先ほど、最後のコメントで、例えば、被災地での女性のリーダー不足というようなことも感じられたのですけれども、実効力のあるものとするために、細かい話は必要ではないとは思いつつお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

田中会長 はい、今年の6月補正で予算がつきまして、事業としては初めての年度になりますので。

佐伯委員 この事業を実効性あるものにするために、例えば(1)のリーダー育成研修の実施のときに、対象者が自主防災組織のリーダーとなっておりますが、こういうリーダーというのはどのようにして集めるのでしょうか。各地域に一任している状態でしょうか、男性・女性についての配慮はございますか。

危機管理課 研修対象者については男性・女性にこだわらず、いわゆるリーダーを対象にしておりますので、当然女性の方もいらっしゃいますし、男性の方もいらっしゃるという状況です。実際、応募の仕方としてはオープンで募集するというやり方もあるんですが、会場ごとに大体100名から最大150名ぐらいです。ここには50名とありますが、実施段階

では、松山は特に多くて150名から180名ぐらいと言われているんですけども、市町が常に自主防災組織の方と連携をとっているんな事業をしておりますので、そこから推薦していただく形でやっております、特に女性名、男性名とかいう区分はしておりません。

佐伯委員 そのときに、女性の比率をより高めるような働きかけというか、きっかけづくりなどはございますか。

危機管理課 働きかけ、きっかけづくりとすると、まずはこの前段として、そもそも自治会運営自体へ女性に参画していただくというのがまず1点ございます。防災活動のときに女性のリーダーとしてどういう役割をしていただくかというのを考える必要もありますから、そういうことを踏まえながら、今後働きかけもしていきたいとは思いますが、どうでしょうか。例えば、3割は女性ですよという募集をしたときに女性が来られるのかどうかということもあります。今、男性でもですね、実際、全2日間ですから、現場ではいろんな問題がございます、全2日間拘束で出て行くのかどうかという。県民の方というか、防災組織のリーダーの方にも、まだそこまでの意識がないので、例えば、謝金が支給されるなら行くよとか、弁当も出るのかというようなこともあります。私どもとしては、これは自主防災組織への支援だから、県としては研修会場など環境までは整えますのでぜひ参加ご協力をいうことで、実はお願いをして回っているところが現状でございます。そのような状態ですが、女性にも参加していただけたらありがたいと思っております。

田中会長 大変細かいお話になってまいりました。いえいえ、よくわかります。ですから、これは今から地固めをつくるための核になってくださるような人を養成していこうということであるから、女性、男性にこだわって選ぶ必要もないと、男性、女性に拘わらず事業そのものに協力していくという方向を目指したいということによろしゅうございますか。佐伯委員さんのほうから何かございますか。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。今年度、走り始めたばかりの事業でございますので。岡平委員さんどうぞ。

岡平委員 自主防災組織ということですが、防災組織づくりに力が入るということでどれだけ意味があるのかなと思っているんですけども、先ほど最後のほうでお話がありましたけれども、女性に関係する細かい問題も避難所ではたくさんあるよとのお話がありました。例えば研修の内容、今年度は無理なのかもしれませんが、被害があった地域では必ず災害センターというのが立ち上がって、そこで実際に活動している人がたくさんいて、そこが生の声を一番知っている場所だと思うんですね。そういう役割は、大体は社会福祉協議会が立ち上げるものなのかなとも思いますが、その辺に携わった方から実際の話聞くというのが、自主防災であれば一番役に立つのではないかなと思います。神戸市には、舞子高校という、日本で1校しかない防災科を設置している高校もあって、実際、避難所生活を経験した子どもたちの話などを聞くほうがとても実になるということを私も体験し

ております。やはり実際の話聞けるほうが、皆さん実感があっていいのではないかなというふうに思います。

田中会長 これも1つですね、ご意見が出ました。ですから、リーダー養成の講座にしてもほかの事業にしても、これから生かしていける1つの視点ではないでしょうか。実際に体験なされた地域から声を聞かせていただくというのをプログラムの1つに加えるという、ご提言だと思います。

危機管理課 はい。今回も、災害時要援護者対策の講師の方が日本赤十字病院の看護師さんですが、今ではこれを専門でされておられて、被災地にも行っておられますので、現場体験に基づいたお話についての配慮もあると思います。また、ボランティアセンターのお話につきましては、これ大変重要な話なのですが、実は正直言いまして、そこまでのレベルにですね、自主防災組織が到達しておりません。まずは自助・共助の考え方のうち、共助の部分にどう取り組むかという組織の立ち上げですので、ボランティアについては、平行しながら勉強することであるとは思いますが、自主防災組織とボランティアというのは、目的と役割についてもいろいろ連動する部分がありますので、そこは私どもも、保健福祉部などと連携しながら勉強していきたいと思えます。

田中会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。先ほど佐伯委員さんのほうからございましたけれども、これが実際に、実効性のあるものになるためには、どうしてもコーディネートしてくださる人がいかに能力のある方が、または組織であるかということも大きく問われてくることだろうと思えますので、今年度立ち上がったばかりの事業ですが、いろいろ工夫をして進めていっていただきたいと思えます。

ありがとうございます。自主防災組織活動等促進事業につきましてお話をいただきました。実際にはこれからということでございます。

そうしましたら、委員の中からもぜひこれは入れて欲しいという声もありまして、ヒアリングの対象になったという経緯がございます、漁村女性活動支援事業でございますが、ご準備がよろしいようでしたら、おかけになったままでどうぞ。

漁政課 農林水産部水産局漁政課の前原と申します。こちらは事業の担当者の宮田です。どうぞよろしくお願いいたします。

田中会長 男女共同参画ですね。はい、よろしくお願いいたします。

漁政課 それでは、漁村女性活動支援事業につきまして、お手元の資料2に基づきまして説明させていただきます。

本事業につきましては、愛媛県男女共同参画計画の主要課題5の(3)にございます農林水産業における男女共同参画の促進という重点目標の関連施策に位置づけられた事業として実施しているものでございます。本事業の背景といたしましては、水産業に従事しております女性は、生産、経営の担い手であるだけでなく、家庭生活とか地域活動における重要な役割を担っているにもかかわらず、方針決定過程におきまして参画が少ないと

いう状況がございまして、女性の意見が生産とか経営の場に反映されにくいという現状がございまして、それらを踏まえまして、水産局では、漁村女性が漁業の重要な担い手であると同時に女性の感性を活かした活動が地域の活性化につながるんだという観点のもと、水産えひめ振興ビジョンに基づきまして、次代を担う女性グループを育成して漁村地域の活性化を図ろうという施策を順次展開してきたところでございまして、これからご説明しますこの事業につきましては、平成 17 年度から地域水産物の付加価値向上であるとか、漁家経営の安定であるとか、さらに女性の経済的地位の向上、あるいは自立を目指して実施しているものでございまして、現在の漁家女性を構成員といたします漁協女性部連合会などを対象として実施しているというものでございまして。

内容としましては、漁協女性部が実際各地で取り組んでいる地域水産物を活かした商品の開発であるとか、加工販売などの起業的な活動を支援して漁村における女性が活動しやすい環境づくりと、こうした活動を活かした漁村地域の活性化を進めるといったものでございます。

県の漁協女性部連合会につきましては、資料の 2 ページ、右側の中ほど下にありますが、こういった組織になっておりまして、県下に 33 女性部がございまして、会員数は 2,500 余名ということになっております。

それでは、事業の内容につきまして、資料に基づいて具体的に説明させていただきます。

この事業は、平成 17 年からの 4 ヶ年計画で実施しておりまして、内容については 1、2、3 と 3 つに分かれております。

まず、1 つ目につきましては、漁村女性起業活動育成事業で、これについては県が事業主体となって実施しております。この事業は、水産物の加工活動をこれから始めようというグループを対象に実施しておりまして、2 年連続で加工品の試作研究活動を積極的に支援して、最終的には商品化を目指すという内容にしております。中身は、検討会の開催、試作品の研究活動、先進地での研修活動、さらに最終的には活動の成果発表をしていただくという中身になっております。

2 つ目の事業は、漁村女性起業グループ販売促進支援事業で、これについては県漁協女性部連合会が事業主体となる補助事業となっております。この事業は、加工販売活動をある程度実施してきたところについて、今後、経済活動として発展させる意欲のあるグループの販路開拓を目的として事業を進めておりまして、先にご説明した 1 の事業をステップアップさせたような位置づけとなっております。

17 年度着手分で申しますと、1 年目に漁協女性部の加工品について、味はもちろんなんですけど、ネーミングやパッケージなどについて専門家からアドバイスをいただきつつ評価会を開催して商品を改良し、さらにはカラーの 1 枚紙になっていますが、これを PR 用のカタログとして作成し、あっちこっちで活用していこうということにしております。2 年目以降は、これらの商品を東京の新橋にございまして、愛媛・香川が共同設置しているア

ンテナショップ「せとうち旬彩館」において試験的なイベント販売を行って商品をPRするとともに、都市部の消費者の嗜好やニーズをつかんで、さらに商品開発や改良に結びつけていこうという内容になっております。

詳しく説明させていただきますと、昨年度、初めて東京でイベント販売させてもらって、その中では今治市の渦浦漁協女性部、松山市の中島漁協女性部、宇和島市の遊子漁協女性部などが4日間にわたって試験販売をしたんですが、非常に好評ですべて完売したという状況でございます。そして、これに参加した渦浦漁協女性部は、さらに商品の改良を加えてパッケージも変更し商品提案をして、今年度4月から「せとうち旬彩館」で委託販売ができるようになったということで、積極的に活動されているところは起業的な活動がどんどん進んでいるという状況でございます。

3つ目の事業は漁村の担い手支援事業でございます、これは18年度から県が事業主体となって実施しております。この事業は、漁協女性部リーダーの研修会という形で開催しているものでして、テーマや開催の仕方については女性部の意向を取り入れまして、県下6ブロックにおいて開催し、活動発表や組織活動に関する意見交換を実施しているという状況です。

最後になりますが、愛媛県男女共同参画計画における数値指標についてご説明します。水産関係で申しますと、漁協役員に占める女性の割合を平成22年に5%以上にするという目標を掲げておりますが、平成18年度末現在で0.3%という状況でございます。もう一つ愛媛県農山漁村女性ビジョンというのがございまして、こちらのほうでは漁協の正組合員数や、漁協内部の各種委員会の委員数を平成22年に10%にするという目標を掲げておるわけですが、現状は資料をご覧のとおり目標達成はちょっと難しいという状況でございます。

背景につきましては、漁業上のさまざまな案件に関して決定権を有する正組合員は一世帯1人という考えが漁村のほうで慣習として浸透し残っているという状況があって、世帯主、経営主である男性が正組合員となっている場合が多いということ。それと、ちょっと農業と異なるんですけど、漁業の場合、女性が直接漁業生産に従事するのではなくて、男性が沖で捕ってきたものを陸上で仕分けするなどの補助的作業に従事するケースが多くて、女性自身に男性と同等の作業をする経営主であるという認識がちょっと低いというような事情がございます。

漁協の役員につきましては、各漁協の中にあります各部落から選出された代表として、漁協の経営判断であるとか漁場や漁業種類間の紛争を収める調整力が必要であるとか、あるいは漁協経営上の責任を負うといったようなことで非常に負担が大きいと感じている方がかなり多いというふうに聞いてございます。ただ、女性の参画をより進めるという観点から考えると、今後もいろいろハードルはございますけれども、JF全漁連グループのほうで新運動方針というのを定めておりまして、この中におきましても女性層の漁協運営への

参画であるとか、執行体制の改革というのが目標に掲げられております。今後、系統団体、県漁連であるとか信漁連が主催する研修会などにおきまして、現役役職員の意識啓発を図るとともに、漁協女性部の役員会であるとか研修会を通じて、女性が活動しやすい環境を女性自らがつくるんだということを漁協女性部の皆さん自身にも意識改革を図っていただくということで、系統団体と県のほうで目標の実現に向かって努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

田中会長 ありがとうございます。県のほうでは願っておられるけれども、現実にはなかなかなかなかうまくいかないのだというようなことが伝わってきました。

漁業におきましては海の上で作業をするのは男性の仕事で、陸に上がってきて捕れたものを仕分けすることでありまして、加工することでありまして、そういうところで女性が関わってくるのだと。それは決して補助的な仕事ではないと私は思うんですけども、でも、そういうふうなとらえ方をこれまでされてきたということ。それから役員に選出する場合には一世帯1人というふうな選出の仕方、これは農業でも似たような状況がございます。森林組合についてはもっと厳しい背景がございますけれども、そういったずっと昔からやってきたことがあって、これから新しくしようということですから、今のご説明にもありましたように、活動しやすい土壌・背景をつくっていく、環境をつくっていくのは大切だけれども、同時に女性のエンパワーメントを進めていくということが大変重要だというようなことをおっしゃってくださいました。その点、この起業に対する助成事業でありますとか、支援事業というのはとても女性が入っていきやすい、力を示していきやすい部分、分野になるのかなと思いつながらせていただいておりますが、皆様のほうからご質問、ご意見ございますか。宮崎委員さん、いかがでしょうか。

宮崎委員 今ご説明いただきましたのは本当に全くそうなのでございます。で、男女共同参画に関しては、会長さんがおっしゃられましたように、加工や起業というふうなところで、私たち女性も自分たちの足下をしっかりと見て、そして女性部として頑張っていくことがこれからの男女共同参画につながっていくのではないかと、そういうふうに思ってみんな力を合わせて頑張っている状態なんです。こういう支援をしていただいたり、ご指導いただいたりしていることに本当に感謝いたしております。

田中会長 ありがとうございます。この1番と2番の事業は連動しているステップアップしたような、ある意味では1つの事業を2つに分けたような形だというふうなご説明がありましたけれども、とても大切な視点ではないかと思うんですね。何かやりましたも、とっても良かったです、では困るので、それが製品として、やはり市場で他の製品と互角に戦っていけるといいですか、肩を並べることができるようなものにまでしないと、先ほどもございましたが、ネーミングでありますとか、パッケージでありますとか、色でありますとか、いろいろあると思っておりますけれども、そういう競争に耐え得るものにしていけない

と成り立っていかないですね。その辺のところは今、宮崎委員さんもおっしゃってくださったような女性自身が力をつけていく、その足場になるにはとても格好な活動の内容ではないかなと思いつながら聞かせていただきました。ほかにございますでしょうか。

松浦委員 私は農業ですが、農村も漁村も同じ内容だなと今考えました。私たちは今、家族経営協定を目標に一生懸命推進しているんですが、漁村でも家族経営協定を結んだら仕事の分担とか女性の地位向上に効果が出るのではないかなと話を聞いてちらっと思ったんです。やっぱり女性の地位向上、家族経営協定を結んだら私たちも女性の仲間がたくさんできます。そこでいろんな女性の意見、こういうことをやってみようとか言って、その中から出てくるんです。だから、一人では何にもできないんですが、みんな仲間が集まって考え、そうすれば女性の意見も少しでも採り上げてもらえるのではないかなと今一瞬、思いました。以上です。

田中会長 ありがとうございます。組織化ということでございますが、農業と漁業は違いますので、それぞれの特色はどうしてもあると思いますけれども、一つ目指す方向かもしれませんね。

担当課のほうからご意見ございますか。あるいは、そういう動きがあるのだというようなご報告等ありましたらお願いします。

漁政課 ちょっと、動きまではございませんけど、農業のほうで家族経営協定というのがあるのは存じておりますので、少し勉強させていただいて、取り入れる部分があれば参考にさせていただこうかなと思います。まだ協定を結んでという状況ではないですけど、漁業の場合、一経営体として会社組織にしているところもたくさんありますので、そういった中で夫が社長、妻が専務とか、息子が常務だとか、そういった役割分担の中で給料も払って経営をなさっている漁業者もかなりいるという状況は現実的にはございます。漁業の場合は、そういった会社組織から夫婦の経営体までさまざまな形態がございますけど、農業のほうの家族経営協定についてはちょっと勉強させていただきたいと思います。

田中会長 ありがとうございます。そういった組織として力を集めていくためにも今の製品化でありますとか、そういうことを通して女性の力を示していくとか認めさせていくとか、物が言える環境をつくっていく、そういうエンパワーメントが必要になってくるのではないかとということを宮崎委員さんがおっしゃったんだと思います。

ありがとうございます。

5つございますので、次々にという感じがいたしますが、進めさせていただきます。

子育て支援課から女性が支える企業と地域子育て支援推進事業につきまして、どうぞおかけになったままでお願いします。

子育て支援課 子育て支援課企画係の森と申します。

田中会長 よろしく願いいたします。

子育て支援課 それでは、本日は今年度の新規事業といたしまして、子育て支援課で実施

しております女性が支える企業と地域子育て支援推進事業につきまして、ご説明させていただきます。

ご案内のとおり、近年少子化が急速に進行しております、9月に発表されました本県の合計特殊出生率も1.37と一昨年の1.35から若干回復はいたしましたけれども、本県の人口は着実に減少を続けております。このままでは我が国の社会システムに大きな影響が及ぶことが危惧されますことから、国をはじめ関係機関を挙げて少子化対策に取り組んでおりまして、県におきましても県民だれもが安心して夢を持って子どもを生み育てることができるよう、地域、企業、行政等が一体となって子育てを支援する愛媛づくりを進めているところでございます。

このような中で、昨年度、若手職員の政策提案制度として新たに創設されましたえひめ元気づくりプロジェクトにおきまして、庁内10の検討テーマの中の1つとして次世代育成支援対策検討プロジェクトが選定されました。このプロジェクトは、急速な少子化の流れを変えるために子供や子育てを支える社会づくりのための施策の充実が求められている中で、次世代育成にかかわる部局が連携するとともに、関心を持っており職員のアイディアを幅広く提案してもらいながら、次世代育成支援対策の新たな施策化を検討するといったものでございました。この女性が支える企業と地域子育て支援推進事業につきましても、その検討の中から出てきたアイディアを施策化したものでございます。このプロジェクトチームのメンバーはすべて子育て中の親でありまして、特に女性職員のほうから自分の経験を踏まえて、仕事と子育ての両立を支援することが少子化対策にとってとても重要であるという意見がございました。この仕事と子育ての両立支援や働き方の見直しを進めるためには、企業の経営者が子育て支援の必要性を認識することが重要でありますけれども、その意識改革は遅々として進んでいないのが現状でございます。このため、通常のように企業経営者をターゲットにするのではなく、これまで一般的な子育ての現状に鑑みまして、女性のほうが子育てに対する関心や理解が深いと考えられること、中小企業の場合、女性が人事や雇用の実権を握っていることが多いこと、商工団体内に女性部会などが組織されていること、これらのことに着目しまして県内企業の女性の経営幹部で構成されました団体に焦点を絞った意識啓発事業を行うことが効果的であると考えまして、事業化を図ったものでございます。簡単に申しますと、我が国ではまだまだ家事・育児は女性の役割といった意識が根強く、企業の女性経営幹部の方々の中にも、仕事もし、子育てもし、あるいは家事もすべてこなしながら大変な苦勞をされてこられた方、また現在も頑張っておられる方という方も多いのではないかと考えまして、そのような方々であれば子育て支援、仕事と子育ての両立支援に対するご理解もあり、またご協力も積極的にいただけるのではないかとということで、この事業を考えた次第です。

事業内容をご説明させていただきますけれども、お配りしております資料では2ページ目、また3ページ目のほうに事業のイメージ図をつけております。この見開きで説明をさ

せていただきますけれども、愛媛県から愛媛県法人会連合会女性部会連絡協議会へのセミナー等の開催経費の補助という形で事業を実施しております。こちらの法人会のほうで実施をする事業は2ページ目の から までの主に3点事業がございまして、まず、 の企業としての取り組みの啓発といたしまして、県内の女性企業経営幹部の方などを対象にしまして、全国的にも先進的な取り組みを実施しておる企業から事例を紹介していただく子育て支援セミナーを東・中・南予で各2回開催していただくこととしております。それぞれ第1回目は、各企業が自社の従業員への子育て支援策を考えていただくことをテーマにしたセミナー。2回目は、例えば、地域の方々の参加をいただけるような工場見学とか、職業体験の実施などといった地域への社会貢献活動という意味での、子育て支援活動を考えていただくということを目的にしたセミナー。目的を違えまして各2回ずつセミナーを開催していただくこととしております。

次に、 の両立支援を含めた子育て支援に対する取り組みの調査といたしまして、県内企業の子育て支援に対する取り組み状況、こういったものを調査していただき、優良事例については法人会の機関誌等で紹介をしていただき、その上で ですが、女性の力で企業における従業員の両立支援や地域の子育てへの参画といった取り組みを、率先して行うことを宣言していただく「愛媛ウィメンズクラブ宣言」こういったものを作成公表していただくこととしております。

このような内容の事業を、今年度6月補正予算を受けまして、開始しているところでございますけれども、経営環境が厳しい折り、すべての企業が一律に子育て支援に取り組むということは、難しいことであるとは考えておりますけれども、このような事業を通じまして、企業の方々にできることから取り組んでいただきまして、少しでも本県における企業の子育て支援が進むことを期待しているところでございます。

事業説明は以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。今のようなご説明でございますけれども、子育て、あるいはワーク・ライフ・バランスといいますか、両立をさせていく、その子育て支援の実施主体を考えたときに、女性のほうが理解もあり、進めてくださるだろうという期待を持って始められた事業であるということがわかりました。こういう方々に中心になってもらって子育て支援、地域に向けて参画していくということも含めてやっていただくということですが、これは組織の中で、例えば、企業が子育て支援に積極的になるように、女性以外の役員さんや幹部の方に働きかけるみたいなことは入っていないんですか。会社そのものが、何というんでしょうね、ファミリー・フレンドリーになるとかそういうふうなことではないようですが。男性がやらないんなら女性でやろうと言うのでは、ちょっと困るなと思いついて聞いておりました。

子育て支援課 この事業の、経営者等に対する意識啓発セミナーというのは、今までも例えば労政雇用の関係であるとか、多々されておるんですけれども、それでもなかなか進ん

でいけないのは何故かなというのを若手職員の中で考えたときに、一番早く効果を出すにはどこをターゲットにすればいいのかを考えた結果がこの事業でございます。ただ、意識改革を行うことによって、例えば自分の会社の中で従業員に対してこういう取り組み、ああ意外と簡単に組みあがるものもあるんだなというのを見ていただくことで、積極的に会社を引っ張っていただくといえますか、それは当然経営者として、会社の経営者の方の力というのも入ってこようかと思えますけれども、最初のきっかけづくりとしてとらえております。

田中会長 わかりました。庁内の子育てを経験された人、若い女性の職員の方が中心になって発案されたことであるということも、ご報告の中にあつたと思えますけれども、ちょっと、辛いところのある事業だなというふうに思いながら聞いておりました。まずは効果のほどを見ましようということでしょうか。

皆様のほうからご意見はございますか。この事業そのものは悪い事業では決してないんですけれども、男女共同参画という視点から見ますと、やはり忘れて欲しくないその視点という感じがしながら私は聞かせていただきました。皆様のほうからございますでしょうか。

これは、今年度から始まったんですね。

子育て支援課 はい、今年度6月補正新規予算で開始した事業でして、単年度事業となっております。今年度で企業団体としての取り組みを意思表示していただいて、来年度以降は団体のほうで自発的に取り組みを進めていただくということで、県事業としては今年度限りです。

田中会長 起爆剤としてということですね。

子育て支援課 はい。

田中会長 はい、わかりました。本当の意味で成長してくれるといい事業だと思います。現在のところ、そう思って始めたけれども、ああこれが課題かなみたいに感じておられるところは担当課としてございますか。

子育て支援課 そうですね、まずは1回目の東・中・南予のセミナーを、実は一番早いところで11月15日、再来週からスタートするんですけれども、これらの準備をする段階においても、企業の方よりもその事務局になっておられる方たちがかなり積極的に動いてくださっています。県のほうから、ああいうふうに、こういうふうという誘導するのではなく、事業の立ち上げ時期から、団体としての自発的な動きというのを県としては補助していくということを考えておりますので、自発的な動きというのは出てきておると感じております。

田中会長 感じておられるということですね。

子育て支援課 はい。

田中会長 大切な部分だと思います。はい、ありがとうございました。

健康増進課 それでは、生涯を通じた女性の健康支援事業の概要についてご説明いたします。健康増進課長の新山と申します。

お手元の資料4をご覧くださいながら聞いていただけたらと思います。こちらの事業、本年度平成19年度の予算167万4千円の事業になっております。この事業は平成11年度から開始をしておりますが、その大きな目的ということで資料のほうに書かせていただいておりますけれども、女性には妊娠、また出産等のほか、女性特有の身体的特徴を有することによりまして、生涯を通じましてさまざまな健康上の支障や心身にわたる悩みを抱えていらっしゃる、そういう状況がございますので、女性自身が十分に自己の健康管理を行うことができますように積極的な支援が必要と考えております。女性の生涯の中、とりわけその中でも思春期というのを非常に大事な時期というふうにとらえておりまして、思春期につきましては女性が生涯設計を築いて行く上で最も重要な時期であると、また身体的、精神的にも非常に特殊な時期ということでございまして、女性ばかりではなく男性に対する指導も視野に入れた重点的な支援が必要と考えております。これらの状況がございますので、必要な相談体制を整備、また適切な健康教育を実施いたしまして、生涯を通じた女性の健康の保持増進と生活の質の向上を図るということを目的としております。主な事業につきましてご説明をいたします。

この生涯を通じた女性の健康支援事業の中で、まず1つ目、健康教育事業というものがございます。こちらは、県が設置しております6つの保健所で実施をしております。この健康教育を担当いたします担当者は専門知識を有する医師、各科の専門医師でございます。また、保健師、助産師、栄養士等ということになっております。実施をする場所は各保健所の管内市町の保健センターや中学校、高校等の学校でございます。実施回数は年に1回程度と書かせていただいておりますが、こちらは外部の先生方をお雇いするための雇い上げの費用としては年に1回程度でございますが、実際には各県が設置しております各保健所に医師または保健師、保健所の中には助産師の資格を持った者もおります。そういった自前の職員を使うことによりまして、ほとんど予算をかけることなく健康教育を数多く実施しておりますので、こちらの要項にはない部分も含めまして、ご報告をさせていただけたらと思います。

この健康教育事業内容は、(5)の実施内容のところに書かせていただいておりますが、思春期から更年期に至る生涯を通じましたいわゆる男性女性と区別する性、それから生きるという性、そういったものの健康づくりに関するもの、それから思春期、それから妊娠等につきましてということで、特に小学校も含めまして小・中・高ということで教育分野の先生方と連携を取りながら、性教育また性行為感染症等の予防ということも中心に、まず小・中学校等での健康教育を行っておりますが、こちらはいわゆる健康教育と呼ばれるようなスタイルでございますが、県が設置しております6つの保健所で、これは平成18年度の実績でございますが、89回延べ2,567人の参加を得ております。

さらに、学校での健康教育スタイルではなくて一般の女性の方を主な対象といたしまして、講演会スタイルでの健康教育の開催も行ってありますが、こちらは県の設置しております6つの保健所で平成18年度11回、延べ349名の参加を得ております。

参考までに申し上げますが、松山市は中核市ということで独自に保健所を設置しております。松山市は独自に類似の事業を実施しておるといふふうに聞いております。

続きまして、健康相談事業でございます。こちらは一般健康相談と不妊専門相談センター事業という大きく2つから構成されておりますが、一般健康相談につきましては、これも県が設置しております県下6つの保健所で実施をしております。対象は、いわゆる女性特有の悩みをお持ちの方ということで、特段に限定はしておりませんが、一応資料のほうに書かせていただいております。担当いたしますのは先ほどの健康教育と同じように専門知識を有する医師、保健師、助産師等でございますが、実施の方法は面接相談、それから電話相談、必要と判断される場合には訪問指導という方法をとらせていただいておりますが、このうち平成18年度の実績として面接相談は県下6つの保健所で130回、延べ680名の面接相談、電話相談につきましては平成18年度県下6つの保健所で1,533件の実績がございました。内容は以下に書いてあるとおりでございます。

続きまして、不妊専門相談センター事業でございますが、実施機関「心と体の健康センター」と書かせていただいておりますが、これ平成18年度までは県が設置しております健康増進センターで実施をしておりましたが、平成19年度からは心と体の健康センター、こちらは平成18年度までは精神保健福祉センターと呼ばれていた組織でございます。こちらは不妊の相談に特化した相談ということで、対象は不妊に悩むご夫婦の方々、担当は不妊に関する専門的知識や経験を有する医師、保健師、助産師でございます。実施の方法は面接相談、電話相談ということでございます。こちら平成18年度の実績は、面接相談は実施が年を通じて12回延べ28名の面接相談、電話相談につきましては平成18年度87件の相談をいただいております。

内容につきましては、不妊に関する相談指導ということでございますが、一律に不妊治療をお勧めするものではございません。子どもがないということに関する生活上のさまざまな悩み等も含めまして、ご相談に応じているところでございますが、不妊治療を行った上でなかなか医療機関ではお話できないような悩み等につきましても、こちらの電話等でご相談を受けさせていただいております。というものが不妊専門相談でございますが、関連があるものとして、不妊に悩む方に対しまして医療費の助成をしております。そのことにつきまして少し触れさせていただきます。不妊相談とは別に不妊で悩む方々に対しまして、医療保険適用がなされない体外受精、顕微授精を対象といたします特定不妊治療費助成事業というものを、愛媛県では平成16年度から実施をしております。保険が利きませんので、この不妊治療を受けますと非常に費用負担がかかるということで、平成18年度までは年に1回10万円を限度に、平成19年度からは1回あたり10万円を限度に1年度のう

ちに2回まで20万円を限度に助成を行っております。ちなみに、平成18年度につきましては、愛媛県と中核市であります松山市がそれぞれ独自に助成を行っておりますが、合わせて248件の助成実績がございました。以上、関連ですのご報告をしておきます。

説明は以上です。

田中会長 ありがとうございます。皆様のほうからご質問がございましたら生涯を通じた女性の健康支援事業ということで、思春期のうんと若い人たちから若いご夫婦、あるいは中年のご夫婦、女性というターゲットを絞った事業があるということがわかります。皆様からのご質問をまずお受けいたしましょうか。

よろしゅうございますか。ご意見はいかがでございましょう。

ご意見がないのであれば、担当課のほうからこれも説明をさせていただこうということもございますか。

健康増進課 女性の健康支援ということで、今日ご用意させていただきました生涯を通じた女性の健康支援事業以外に不妊治療費の助成についてもご紹介させていただきましたが、生活をされる上で女性特有のお悩みを持っていらっしゃる方が非常に多いということから、この相談事業を通しましていろんな相談を受けております。私ども健康増進課は、県下の保健所と連携を取っております、主に対応する医師や保健師は、健康問題これは体の健康、心の健康というところが非常に得意分野なんですけれども、地域で生活されている上でお悩みを聞きますと、最近はDVの問題であったり、経済問題であったり、近所等のおつき合いであったり、いろいろなお悩みもお聞きいたします。今後は、そういった分野を担当する部署ともしっかり連携を取りながら、そういった健康教育等も進めていきたいというふうに考えております。

田中会長 おっしゃるとおりだと思いますね。ありがとうございます。皆様のほうからご意見ございませんでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、ヒアリングの最後の事業でございますけれども、資料5になります。平成19年度男女共同参画関連事業につきまして、労政雇用課からご説明をお願いします。

職業生活と家庭生活両立支援事業、ファミリー・サポート・センター設置促進事業、えひめ子育て応援企業育成事業と関連の3事業が並んでおりますけれども、よろしく願いいたします。

労政雇用課 それでは、職業生活と家庭生活両立支援事業について説明をさせていただきます。

この事業は、労働者が仕事と家庭を両立させて、安心して働ける環境の整備を図っていくものでございまして、平成19年度におきましては資料の1ページにありますように、3つの事業を実施いたしております。

まず、家庭にやさしい企業支援事業についてでございますけれども、育児とか介護といった家庭的な責任を担う労働者が育児・介護にかかわらず就業を継続していけるように積

極的に両立支援策を講じる事業主に対しまして助成を行うことで、他の事業主に対しても制度の導入を促していきたいということで、2つの助成金メニューを設けております。

1つ目の、男性の育児休業取得促進助成金は、両立支援のために職場における働き方の見直しを進めていただきたいということで、特に男性がかわっていくということが必要があるということで設けた制度でございます。次世代育成支援対策推進法に基づきます一般事業主行動計画を策定したあと、男性の従業員の方から1カ月以上の育児休業取得者があった事業主に対しまして10万円を交付するという制度でございます。

次の、育児・介護短時間勤務制度等導入助成金は、育児・介護休業法の基準を上回る休業制度、または短時間勤務制度、フレックスタイムなどを導入して、従業員の方から実際に利用実績があった事業主に対して20万円を助成するという制度でございます。

次、2番目、仕事と家庭の両立を考えるセミナー開催事業についてでございますけれども、少子高齢化と人口減少が進行し仕事と家庭の両立がますます重要な課題となっている中で、県内企業の事業主、管理職の意識改革を促して従業員のための仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を育成するために、関係団体と共同で開催をいたしているものでございます。今年度は10月の仕事と家庭を考える月間と、11月のゆとり創造月間にちなんだ啓発事業といたしまして、「仕事と生活の調和を考えるシンポジウムえひめ」と題しまして、11月16日に開催する予定でございます。

その下、3番目、パートタイム雇用管理改善事業についてでございますけれども、近年増加傾向にありますパートタイム労働者の処遇改善を図るために、愛媛労働局と連携をいたしまして、事業主向けの説明会、ホームページでの啓発などを行っているものでございます。

続きまして、資料3ページをお願いします。

ファミリー・サポート・センター設置促進事業についてでございます。ファミリー・サポート・センターは地域における仕事と育児・介護の両立支援を目的に市町が設置いたします会員制の相互援助活動組織でございます。県では、センターの設置促進のために市町に対して事業費の一部を助成するという事とともに、センターの運営に当たっていらっしゃる職員の方に対して研修を行うなど、適正な運営を支援いたしております。現在までに8つの市町においてセンターが設置されて活発な相互援助活動が実施されております。

次に、4ページをお願いいたします。

えひめ子育て応援企業育成事業についてでございます。この事業は、本年6月議会で新たに予算化をいたしました。企業においても子育て支援の一翼を担っていただきたいということで、平成17年度から本格施行されました次世代育成支援対策推進法では、従業員300人を超える大企業に対しましては、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定が義務づけられておりますけれども、従業員数300人以下の中小企業に対しては、努力義務という位置づけでございます。愛媛労働局によりますと、9月

末の段階で義務企業 300 人を超える大企業については 134 社中 133 社から行動計画が策定されたという届け出が出されているようでございますけれども、300 人以下の中小企業では今のところ 54 社からの策定の届け出でとどまっております。子育てしやすい労働環境を整備するためには、こうした中小企業における取り組みを促していく必要が特にあるということで、こうした取り組みを社会的にも評価していく仕組みということで 8 月にえひめ子育て応援企業の認証制度を創設いたしまして、この制度は県内の中小企業の方が次世代育成支援対策推進法に基づきます一般事業主行動計画を策定して、仕事と子育ての両立支援のための取り組みに着手していただければ、えひめ子育て応援企業として県が認証した上で県のホームページで企業名や取り組みの内容などを広く一般に PR していこうというものでございます。このメリットといたしましては、企業のイメージアップとかですね、人材の確保の面でも効果が期待できるというふうに考えておりますし、今回の認証制度とタイアップして、商工中金松山支店さんのほうで一般よりも少し低利の融資制度、えひめ子育て企業応援ローンを利用できるということにもなっております。

さらに、認証実績が増えてまいりましたら、こうした企業を対象としてコンテストを開催いたしまして、特に優れた取り組みを行っている企業を表彰するという一方で、一般への普及をさらに図っていききたいというふうに思っております。また、県内企業とりあえず 1,000 社を対象に両立支援制度の導入の予定などについて調査を実施して、ニーズを把握することで助成金のメニューの見直しなどを図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。3つの事業につきまして、簡潔に説明をいただきました。この予算も 1 ページ目に書いてありますとおり、非常に厳しい中での事業の展開だと思いますけれど、皆様聞いておられまして、この点についてももう少し詳しく知りたいというような、ご質問というよりは、そういうふうなご要望はございますでしょうか。早水委員さんお願いいたします。

早水委員 愛媛労働局雇用均等室の早水と申します。今、ご説明いただいた中で、愛媛労働局が再三出てまいりましたので、少し説明を加えさせていただきます。

田中会長 はい、お願いいたします。

早水委員 中で、次世代育成支援対策推進法だとか、パートタイム労働法だとか、ちょっといろんな法律の名前が出てまいりました。皆さんもご存じかと思うんですけれども、次世代育成支援対策推進法ちょっとややこしいので次世代法と呼んでおりますけれども、この法律は、労働基準法とか、男女雇用機会均等法という取り締まるための法律とは全く違まして、国も自治体も各企業も、それぞれが今進んでいる少子化を何とかとめるために、自らのところではあることをやっただけでいいという法律です。この中に、一般事業主行動計画という言葉も次世代法とあわせて出てまいります。これは、そういった取り

組みを考えていただいて、取り組むことを宣言していただきましょうと、そうした中でその目標をつくっていただいて、その目標に向かって努力していただき達成しましたら、ご褒美として認定をいたしましょうというふうな法律になっております。

今お話ししていた中で、従業員 301 人以上の企業につきましては義務化で、今のところほぼ出していただいております。今は従業員 300 人以下、愛媛県もそうですけれども、ほぼ 9 割近くが中小企業さんという中で、本当はその従業員 300 人以下のところはこの行動計画の策定をお願いしたい、認定を目指していただきたいところですが、まず取り組むという意識啓発をお願いしたいということで進めております。ただ、国の一般事業主行動計画の認定申請というのは、ここにも書いてありますようにちょっとハードルが高いです。ある程度の規定も、すべて法を上回る内容で欲しいとか、男性の育児休業者を必ず出していただかなければならないとか、そういった部分でちょっと難しい。そこで今、県のほうは、その部分で取り組むという姿勢を持ってもらったら一応認証しましょうということでハードルを下げております。そういったことが今ご説明のあった認証制度であると思えます。それであれば多分、スムーズに取り組んでいけるのではないかと。

あわせてファミリー・フレンドリー企業表彰というの、県のほうが今頑張っていて啓発しています。これは雇用均等室が所掌しておりますが、16 年度以降、表彰の対象となる企業が出てきておりません。こういった事業をはじめとする県の取り組みで、ファミリー・フレンドリー企業表彰につきましても、大企業だけが取れるものではなく、中小企業でも十分表彰の対象になる制度ですので、そのところをご理解いただけたらうれしいなと思っております。ですので、今回の県のこういった認証制度については非常に期待をしております。

もう一つ、パートタイム労働法について。パートタイム雇用管理改善事業が 3 つ目のところにありました。今年、国会でパートタイム労働法改正が通りましたので、この 19 年度後半につきましては、パートタイム労働法の改正についての周知ということで、愛媛労働局も県と一緒に周知に努めてまいりたいと思っております。特に今、非正規社員の増加ということで、格差解消というところからこのパートタイム労働法が重要視されております。今からこの周知に入っていきますけれども、これについてもまた県と一緒に連携を取りながらやっていきたいと思っております。余り補足にはなりませんでしたが、県と国との強力な連携をもってこの両立支援事業については進めさせていただいているということを少しご報告させていただきました。

田中会長 ありがとうございます。特に、労働局との共同の事業展開というところが、この部分については多くなってまいります。特にパートタイム雇用管理改善事業につきましては、早水委員から格差の是正ということで出ましたけれども、このパートタイム労働者のほとんどは女性でございますから、そういうことから考えますと、女性の経済的な生活を支えるという意味でも改善するという意味でも大変重要になってくるのではないかと

思います。ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

それならば、担当課のほうからこの点も説明させていただくというのがございますか。特にございませんか。はい、ありがとうございました。

もう担当課の方がお帰りになった事業もございますけれども、そのときにはうっかりしたけれども、やはりこのことは聞いておきたいということがありましたら、男女参画課のほうを通してお伝えすることができるかと思っておりますので、皆様のほうからご意見がございましたらお聞きしておきたいと思いますが、ございますでしょうか。

小山田委員 資料1の自主防災組織活動等促進事業です。

田中会長 最初の事業ですか。

小山田委員 はい。自主防災組織活動のところですけど、実際、災害時に自分たちがどんなことができるかっていうこと。地方局での研修を聞いて地域に帰ったときに、実際どんな形で自分たちがやっていくのかということが、女性であれば男性と一緒に、炊き出しであったり、介護であったり、本当に自分たちに今これから何ができるのかということがとても大事になってくると思います。

田中会長 本当はそこが一番大事なんですね。

小山田委員 そしてやはり、そのためのマップが有効だと思うんです。マップも、もらった後どこへ置いたかなというのではなくて、そのマップをもとに自分たちが情報と一緒に認識していかないといけないと思うんですよ。そんな中で、マップ作りをするとなるとプライバシーへの配慮が難しくて。

田中会長 そうですね。

小山田委員 災害時には、寝たきりの老人の方とか介護の必要な方たちを一人でも多く救いたいという一方で、プライバシーへの配慮っていうことが大事だと思うんですよ。ですから、そういうところについて、福祉担当課との連携をどういうふうに考えられておられるのか。また、機会があったらお聞かせ願えたらと思います。

田中会長 これは男女参画課を通してお伝えしていただくことはできると思います。今日のご説明を聞いておりましたも、大切なことは話せばわかるんですね。それを行政が言ったのでは動いてくださらないので、市町、あるいはそれが具体的には自治会ということを通してかもしれないけれども、横の組織といいますかね、具体的に動いていかないと実効は上がらないということですよ、今おっしゃったとおりだと思います。

小山田委員 そうですね。

田中会長 私が住んでいる集合住宅でも同じですけども、さあって言うとき、それは地震だけではございません。そのときに本当に助けて差し上げないといけない方がおられても、プライバシーというのが今過剰に尊重されると言いますか、それは尊重されるべきではあっても、命のためには安全のためにはということ、どれくらいその辺をみんな考えて作っていけるかということがね、それが佐伯委員のおっしゃった実効性のあるとい

いますか、場面によって違ってくると思いますよね。ここではその方法がいいけれども、こっちではまた違った方法でないといけない、というような接着剤になってくださるような役目をしてくださる人ですね。それが自治会でもいいと思いますけれども、実際に効果のある、機能的に働けるといいますかね、そういうことにつながっていかないといけないと思うんですね。人間というのは、頭では理解して思っただけだけれども、何もしないで揺れるということもありますので、その辺が県としても立場上とっても大変なところになると思うんですけどね。

その辺、事務局どうでしょうか、担当課のほうに。

事務局 先ほど会長さんからお話がありましたように、プライバシーということに関しては、個人情報保護の観点ということがとても強くなっております。小山田委員さんからの話につきましては、担当課のほうに伝えまして、また後日、お答えさせていただきます。

田中会長 まあ、個人情報は尊重しなきゃいけないというふうな考え方で取り組んだほうが、足を踏み込み過ぎなくて済むと思うんですね。個人情報の尊重がネックになるというアプローチの仕方のほうが、ちょっとやり過ぎてしまう傾向かなあと思うんですね、やっぱり尊重して当然なのであって、その辺はキャッチボールがあると思うんですよね、その方々との実際のね。やってあげるんだから情報提供しなさいよ、というような姿勢の中からは、やっぱり不十分だろうと思いますしね。対人援助の場合には、必ず関わってまいりますので考えていかなきゃいけないことだろうと思います。下田委員からございますか。このことに関して。

下田委員 今、田中会長がおっしゃったとおりなんですけれども、田中会長も私も福祉の分野をテーマにしているので常にそういう問題というのはジレンマとして残るんです。例えば、自己決定とその人の健康上の問題、自分はこういう期待をしたい、こういう物を食べたい、だけど健康上ちょっと難しいって言うように常に葛藤に襲われるんですが、こういった災害時における問題もそうだと思います。プライバシーを尊重するかといったときに、価値の序列みたいなものがあって、多分プライバシーというものよりは生命の尊重ということの価値が高いだろうと。そうすると名簿を作成する上でも、この名簿というのはこういう目的のために作成するものであって、いろんな方には公開しません、つまり災害時にぜひとも必要な情報ということでそれ以外には一切これは出さない、というような形の了解を取りながらやるしかないのかなと思います。そのときはもうプライバシーを超えて生命の尊重という価値っていうものをやっぱり共有しないと、いや私は死んでもプライバシーを重視すると言われたのではなかなか難しい、そういったものをご理解いただくような形を繰り返してやるしかないのかなということを感じています。

田中会長 ありがとうございます。そういうことを進めていくためには、やはりキャッチボールができるような、平素からのね、人間関係をつくった中で進めていくということ

が大切だろうと思います。小山田委員もきっとそういうことを考えてプライバシーということをおっしゃったのだと思います。では、よろしく願いいたします。

今日まだご発言のない委員の方々に、あのときちょっと言い損ねたとかありますか。はい、早水委員さんよろしく願いいたします。

早水委員 今、自主防災組織の話題でしたので、これは要望ということでお聞き願えればと思うんですけど。

田中会長 ああ、はい。

早水委員 この防災組織ですが、持続される防災組織づくりという点も、一つこれからの組織づくりの中に含めて考えていただければと思います。私も実は新潟に1年ほど勤務いたしました。

田中会長 うん、そうでしたね。

早水委員 ええ、中越地震が起こった翌年でしたので、被災地も見ながらの勤務だったんですけど、翌年に別の県に転勤したときに、新潟県女性財団理事長の大島さんという方が被災した体験を伝えるため講師として全国を回っていらしかったところを、偶然転勤先でお会いしてお話をお聞きしたことがあります。あれだけひどい地震の被害を受けながら、やはり1年経つと忘れてしまうんだそうです。被災時にはこういうふうな防災組織やその組織づくりってというのが大切で、被害に遭ったときにはどうすればいいんだろうかということも、被災したすぐ後には何をもって逃げるとか、先ほどおっしゃったように には誰々がいるから、誰をまず最初に救出しなきゃいけないとかいうマップ作りもしましたと。ところが1年経つと、それがそのまんまの状態で止まっているということでした。地震災害はいつ起こるかわからないものなので、なかなかその緊張感と言いますか、そういった心構えを持続していくこと、これが一番難しいというお話をなさいました。こういうお話しをお聞きしますと、組織を作りました、組織はできたんだけど、これを3年先、5年先、10年先も、死んでしまった形骸化した組織じゃなくて、生き続ける組織というものを根底に考えて組織づくりを進めていっていただきたいという要望を1つだけ申し上げて終わりにします。

田中会長 はい、ありがとうございました。松尾委員さんもございましたですね。

松尾委員 教育の立場からですが、先ほどありました、生涯を通じた女性の健康支援事業の中で、健康教育事業というのがございますが、これが学校のほうでは思春期講座というような形で行われております。この講座は、子どもたちが、将来の子どもたちを育てる意味で非常に有益であるということを感じております。ただ、学校と申しますのは時間に限りがありますので、どれだけできるかということには限度がありますけれども、やはりこの講座を行うことは非常にいいことだというふうに考えております。

それからもう一つは、私も中学校の校長という立場でどういうことができるかということですが、仕事と子育ての両立ということに関して、私が一つ打ち出しているのは、

「男性の先生、ぜひ参観日に行ってください」あるいは「我が子の行事にはぜひ参加してください」というふう呼びかけることです。ただ、それですごく参加が多くなったというものではないのですが、そう呼びかけることによって、子育てを男女問わず両方、お父さん・お母さんで進めていくというようなことが広がるというふうと考えて進めておるわけです。その中で、女性の子育てで今一番困っているのは何かというのを聞きましたら、保育園の制度というか、保育に関しては良くなったと。しかし、小学校へ上がると放課後は見てくれるんだけど時間が短いと。実際に、自分が本当に仕事をしようと思ったら、もっと時間を延長する何か制度はないかと。こういうことを改善して欲しいというような声を聞きましたので、もし何かできるようでしたらぜひお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

田中会長 はい、ありがとうございます。いろんなところでそうですね、それが学童保育は5時半までとかね、遅いところでも6時半まで。児童養護施設でトワイライトステイというのをやっていますよといっても県下にあまねくあるわけではないということなんでしょね。だから、いろんな施設でサービスは提供しておられるんですけども、どこかに行けば全部サービスが利用できるということがなかなか難しいですね。この中で学童保育に関わっておられる方ございませんでしたかね。よろしゅうございますか。

そういうご要望もあるということですね。仕事と家庭との両立、生活との両立を考えた場合に、保育所は大分延長保育もできるようになったけれども、小学校に入ってから、特に小学校の低学年から中学年にかけてでしょうか、子どもさんの夕方の生活を見守ってくださる場が欲しいというご意見でございます。

四田委員さん、お願いいたします。

四田委員 先日、2007 ひろしま女性会議に参加させてもらいました。子育て支援の、男性育児休暇取得がテーマの部会に参加させてもらったんです。そのとき、パネリストは男性ばかり4人、この方々がいろんな形で育児休暇を取得したことを話されました。そこでは、お父さんが子育てに関わったときに相談する場合、女性の相談員はいるけども男性同士として男性の相談員とか、職員がいると、もっと相談がしやすいということが取り上げられました。

田中会長 わかりやすい、わかってもらえる。

四田委員 はい。そういうこととか、男性が育児に関わる、そういう意識の改革をしていかなければならないというようなことも話しておられました。介護にしても何にしても、とにかく男性が参画する場合には男性の相談員がもっと欲しいというような意見をよく聞きますので、そういうことも今後考えていって欲しいと思っております。

田中会長 もっともなご感想でしょうね。そういう運動をしておられるところが全国にはあるようで、今度は男性のほうに身を置いた悩みといたしますか問題解決といたしますか、そ

うだそうだと言える仲間ですよ、ときにはお酒も飲みに行くしというような。なにもお酒は飲まなくていいんですけれども、例えばそういうふうなおつき合いまで広げてということだと思えます。ありがとうございました。

大体、ご意見もいただいたような感じがいたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、最後に事務局から、資料6に基づきまして、県の審議会等への女性委員の登用状況につきましてご説明をお願いします。これはひとえに知事からの働きかけによって上がっている率でございますけれども。

事務局 それでは、資料6につきまして説明させていただきます。

県の審議会等への女性委員の登用状況（平成19年10月1日現在）ということで数値をまとめております。まず、女性委員の登用率は39.2%ということで、これは今年の10月1日現在の数値となっております。県の計画の目標値は平成22年度末までに40%以上ということですから、かなり近づいてきたということで、前回、7月1日現在の数値が38.9%でございましたので、0.3ポイント上がりました。

次に、女性委員のいる審議会の割合は99.2%です。これをもう少しわかりやすく言いますと、資料の真ん中に大きな表がございますが、表の一番下にある全審議会の合計が123。その右側で女性委員のいる審議会が122ということで、要するに123あって1つだけ女性委員のいない審議会があるということです。もう少し申し上げますと、その唯一女性委員のいない審議会というのは、部局別に見ますと3つ目の県民環境部でして、これは私ども男女参画課が所属している部ということで、ちょっと肩身の狭い思いをしております。ただ、少し説明をさせていただきますと、これは廃棄物対策課の担当ですが、その審議会に入ってください委員の方の資格といいますか、それが法律でこの各種の専門分野から選ぶということになっておりまして、なかなかそういった女性の専門家がいらっしゃらないということで、私どもも折に触れて働きかけはしておりますが、現在まだ実現していないという状況でございます。

その次に、女性委員が平成22年度末の目標である40%を上回る審議会の割合は、57.7%という状況です。

それから、資料の一番下に表が並んでおりますが、下のほうから見ていただきますと、平成15年4月1日現在というところの一番右側の登用率ですけども、27.5%、このあたりからずっと毎年上がってきていまして、平成17年4月1日この真ん中ですけども、34.7%、実は当時、県の中間的な目標として33.3%にしたいという目標を掲げておりましたけれども、その中間目標をこの時点ですでに超えておりました。したがって、数字的なものを見ますと、まあまあ順調に計画目標達成に向かって進んでいるという状況でございます。

資料にはないのですが、審議会というのは、そもそもいろんな行政目的を達成するために設置されますので、数が増えたり減ったりする場合がございます。そのような中で私ど

もの働きかけもありまして、各部とも常に女性委員を積極的に入れるという意識のもとに選定をしていただいております。

したがって、こういう形で徐々にではありますが、数字が伸びてきておりますし、それぞれの審議会に入っていたいただいた女性の委員さんが、それぞれの能力を発揮してご活躍いただいておりますということにつきまして、大変ありがたく思っております。今後とも目標達成に向かって働きかけを強めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。皆様のほうからご感想でも結構でございますけれども、ございますか何か。はい、ありがとうございます。

事務局のほうから最後に資料6に基づきましてご報告いただきまして、今日いただきました議題はすべて終えたように思います。事務局のほうに進行をお返ししたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局 田中会長さんありがとうございました。終わりに、一つだけPRをさせていただきます。

田中会長 そうでした、よろしく申し上げます。

事務局 えひめ女性財団の事業なんですけれども、「えひめ男女共同参画フェスティバル2007 輝く」のご案内でございます。

えひめ女性財団では、来る11月10日(土)、11日(日)の2日間、松山市山越町にあります県女性総合センターにおきまして、毎年恒例のえひめ男女共同参画フェスティバルを開催いたします。今回は、昭和62年に女性総合センターがオープンいたしましてから20周年の記念行事として開催をいたします。初日10日(土)は3つの企画募集イベントを行っておりまして、また2日目の11日(日)は午前中に2つの企画募集イベントのほか、コーラスやダンス、ギターなどの発表会もございます。午後には、作家の落合恵子さんをお招きして基調講演を行います。ですけれども、済みません、おかげさまで基調講演はすでにもう満席という状況になっておりまして、非常に盛況な状況でございます。また、両日とも午前10時から午後4時まで地元の特産物ですとか、手づくり品を販売するフリーイベントや、パソコンをいたしました年賀状づくり等のチャレンジイベント、それからバルーンアート等のプレゼントも用意しておるということでございます。ぜひともご来場、それからそれぞれお持ち帰りいただきましてPR等にご協力をいただけたら大変ありがたいところでございますので、よろしく願いいたします。

田中会長 ありがとうございます。

4 閉 会

司会 以上をもちまして平成19年度第2回愛媛県男女共同参画会議を終了いたします。